

## 表 彰 規 程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という）の目的達成に寄与した者の功績をたたえ表彰するために、これを定める。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会の会員に適用する。  
ただし、会員以外にも適用することができる。

### (被表彰者)

第3条 被表彰者は、理事会の議を経て選出する。

### (表彰種別)

第4条 表彰種別は、次のとおりとする。

- 1 永年会員表彰
- 2 学術に関する表彰
- 3 体育に関する表彰
- 4 役員表彰
- 5 県内養成校（柔道整復師）の成績優秀な学生
- 6 その他の表彰

### (表彰基準)

第5条 表彰基準は次のとおりとする。

- 1 永年会員表彰は、会員歴40年以上で年齢70歳以上の者
- 2 日整、本会等の学会で優秀な研究発表を行った者
- 3 日整、本会等のスポーツ大会において優秀な成績をおさめた者、又はスポーツ活動に顕著な功績のあった者
- 4 役員を3期以上務めた者
- 5 前4項目以外において本会に貢献した者

### (欠格事項)

第6条 会長は、被表彰者の選出にあたり定款第9条第1項、第10条に該当する者を除くことが出来る。

### (表彰方法)

第7条 表彰は、会長が賞状を授与して行い、金品を加授することができる。

(表彰場所)

第8条 表彰は、総会会場又は記念式典会場及びその他の会場において行う。

(表彰名簿備付け)

第9条 会長は、表彰者名簿を備え付け永久保存するものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めなき事項は、その都度理事会の議を経て決定する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)

## 申し合わせ事項

### 表彰関係

1 埼玉県柔道整復師会役員、支部長、審査員、評議員（旧法人）、部員及び委員（以下「役員等」という。）の公益社団法人柔道整復師会表彰規定第5条5項による表彰基準について

- (1) 役員、支部長及び審査員にあたっては、任期1期（2年）につき、部員及び評議員にあたっては、就任期間1年につき、下記の点数により算定する。
- (2) 役員等に兼任しているときは、多い点数の職により算定し兼任職については算定しない。
- (3) 表彰は、会員歴20年以上、年齢50歳以上の会員で、点数6点以上会員とする。ただし、既に同規定による表彰を受けた会員を除く。

### 記

会長	5点
副会長	4点
理事、監事	3点
支部長、審査員	2点
部員・評議員（旧法人）	1点

(注) 就任期間が任期に満たないときは、任期月数を24で除し（小数点数以下2位未満四捨五入）、その数値を点数に乗じて算出する。

- 2 役員3期末満の会員又は支部長、部員及び評議員（旧法人）で6点未満の会員については、会長推薦により理事会の議を経て感謝状を贈呈することが出来る。
- 3 次の広く県民の模範となるべき功績に該当する会員又は団体については、会長推薦により理事会の議を経て特別表彰することが出来る。
- (1) 社会福祉の増進に寄与し、その功績が特に優れたもの
  - (2) 児童及び青少年の健全育成に貢献し、その功績が特に優れているもの
  - (3) 交通安全、治安維持等に尽力し、その功績が特に優れたもの
  - (4) 保健衛生の改善向上に寄与し、その功績が特にすぐれたもの
  - (5) 教育、文化又はスポーツの振興に貢献し、その功績が特に優れたもの
  - (6) 身の危険をかえりみず人命を救助したもの
  - (7) 卓越した技能の確立等に尽力し、その功績が特に優れたもの
  - (8) その他善行が特に優れ他の模範となるもの

(平成24年4月1日)